

十勝ものづくり総合支援補助金審査基準

十勝ものづくり総合支援補助金交付要綱第8条第1項に規定する審査は、表1の項目を審査の視点とする。

表1

評価項目	着眼点
事業の背景、必要性	事業の背景、着眼点が妥当であるか。
顧客ニーズの分析	ターゲットとする顧客のニーズ分析が十分になされ、「開発する製品※」はそのニーズを満たせるか。
市場規模の分析	ターゲットとする市場の規模の分析が十分になされ、その市場において事業採算性はあるか。
「開発する製品※」等の説明	「開発する製品※」の課題や解決法が明確であり、「開発する製品」の概要がわかりやすく伝えられているか。
競合商品の分析	競合する製品や参入障壁の分析が十分になされているか。
差別化・独自性の検討	競合商品に対し、差別化や独自性の検討が十分に行われており、「開発する製品※」の「強み」を表現できているか。
地域活性化への貢献	「開発する製品※」が地域活性化に寄与しているか。
実現可能性	申請事業を行うにあたって、これまでの取組経過、スケジュール、開発体制、経営体制、経費内訳に問題はないか。

※販路開拓事業の場合、「開発する製品」を「販路開拓しようとする製品」に読み替える。